

# 産業能率大学の准経営士補入会規程

令和3年2月22日に改定

## (趣旨)

一般社団法人日本経営士会(以下、“本会”という)に準会員である准経営士補として入会する場合の手続きを定める。

## (目的)

策1条 本規程を定める目的は、以下の通りとする。

本会と産業能率大学とは、本会設立当初からの深い関係があり、産能大から有能な人材を社会に送り出していることから、この有能な人材が本会の準会員である准経営士補となって活躍いただくことを目的として本規程を定める。

## (准経営士補の定義)

第2条 次の条件を満たした者で、本会に入会を認められた者を准経営士補とする。

産業能率大学の通学4年制の経営学部、情報マネジメント学部の者で、卒業間近で卒業要件を満たしている者か、卒業後、社会経験3年未満の者であり、さらに以下の(1)～(3)の条件のすべてを満たしている者であること。

- (1) 卒業要件の充足または卒業証明書があること。
- (2) それぞれの学部で、以下の科目のうち1科目を単位取得していること。  
ただし、今後、科目名が変更になる場合は、類似科目とする。

### ① 経営学部の者

「中小企業の経営を考える」「ビジネス倫理」「中小企業のための予防法務」

### ② 情報マネジメント学部の者

「ビジネスの法務」「マネジメント思想と技法」「経営分析」

- (3) 担当教授または学部長からの推薦状があること。

これらの内容について、「資格審査委員会」が申請内容を審査し、理事会の承認を得て、准経営士補の資格が付与された者であること。

## (入会の申請)

第3条 准経営士補としての入会希望者が、入会を申請する手続きは、以下によるものとする。

- (1) 本部事務局は、入会希望者に対して、事前に本規程および本会の倫理規定を提示して、入会の申請を行うかどうかの事前の判断を促すものとする。
- (2) 入会希望者は、以下の①～⑦の「入会申請書類」を本部事務局に提出する。
  - ① 入会申込書(本会所定様式)
  - ② 入会情報シート

- ③ 産能大の卒業証明書または、卒業見込み証明書
- ④ 担当教授の推薦状
- ⑤ 産能大の受講科目を示す成績証明書
- ⑥ 住民票抄本原本
- ⑦ 身分証明書（身元証明書）原本

（本籍地の市町村長発行のもので、禁治産者の宣告を受けていない、後見の登録の通知を受けていない、破産宣告の通知を受けていないとの証）

- (3) 本部事務局は、本規程に基づいて、提出された「入会申請書類」に不備がないかどうかを確認し、不備がある場合は、入会希望者に対して再提出または申請の取り下げを求める。
- (4) 入会申込書に入会希望者の所属したい支部を理由付きで明記している場合は、本会はその意思を尊重するものとする。ただし、所属支部の意思表示が無い場合は、入会希望者の住所または勤務先の住所に基づいて、資格審査委員会で審議し、理事会にて所属支部を決める。

（資格審査委員会による審査と理事会での決定）

第 4 条 入会の審査と決定は以下の手続きで行う。

- (1) 資格審査委員会は、本部事務局からの依頼により、提出された「入会申請書類」の書類と、支部が実施して作成した、資格審査にかかわる面接実施要領に定められた、別表 1：面接結果表について、本規程等本会の規程に則って確認する。  
審査結果は、本部事務局に書面で提出する。
- (2) 資格審査委員会の審査結果の書面を受理した事務局は、速やかに理事会に付議して、入会の認否の決定を行うようにしなければならない。
- (3) 理事会は入会の認否の決定にあたり、資格審査委員会の審査結果を尊重しなければならない。

（入会の認否および公表）

第 5 条 入会の認否と公表は以下の通りとする。

- (1) 理事会で入会を承認した場合
  - ① 本部事務局は、入会希望者に対して、理事会で入会を認められたことを通知する。
  - ② 本部事務局は、入会希望者に対して入会手続関係書類を送付し、第 6 条、第 7 条を含む入会手続きを行う。
  - ③ 入会希望者は、所定の期間内の入会手続きの完了を以て、准経営士補の資格を取得できる。

- ④ 准経営士補の資格取得の公表は、試験による入会者と同様の方法で行う。  
(2) 理事会で入会を否認した場合

理事会で入会を否認した場合は、本部事務局から入会希望者に否認理由を明記した文書で通知する。

(資格審査料と入会金)

第6条 准経営士補としての入会希望者に対し、資格審査料として、本部事務局から10,000円の請求を行う。

また、准経営士補として入会した者に対し、本部事務局から入会金10,000円の請求を行う。

(年会費)

第7条 准経営士補としての入会者に対し、本部事務局から年会費10,000円の請求を行う。

ただし、会費の徴収および会員証の発行期日は、3月、6月、9月、12月の各20日とする。土、日、祝日と重なった場合はその翌日とする。

具体的な徴収金額は、以下によるものとする。

6月20日入会 → 上・下期(通年分10,000円)

9月20日入会 → 下期(半期分5,000円)

12月20日入会 → 下期(半期分5,000円)

3月20日入会 → 翌期より10,000円の徴収

(改定と改訂)

第8条 本規程は、必要と認められた時に理事会の決議により改定または改訂をすることができる。

(附則)

- 1 本規程は、令和2年9月14日から適用する。
- 2 本規程は、令和2年11月19日に改定され、即日施行する。
- 3 本規程は、令和3年2月22日に改定され、即日施行する。